藤沢市スマートシティ推進支援等業務委託　仕様書

１　業務名称

藤沢市スマートシティ推進支援等業務委託

２　委託業務履行期間

契約締結日から２０２４年（令和６年）３月３１日まで

３　業務の目的・概要

近年、多くの自治体において、まちづくりを進める上で、人口減少、少子超高齢化、自然災害の多発化・激甚化など、さまざまな社会課題に直面している。これらの社会課題は、今後、ますます深刻化することが危惧されるが、そのような中においても、将来にわたり安定的に行政運営を行い、市民サービスの質を確保することが必要とされている。これらを解決する手段のひとつとして注目されているのが、新しいテクノロジーや各種データを活用した都市のデジタル化、スマートシティの取組である。

こうした背景を踏まえ、本市がめざすスマートシティの基本的な考え方や進め方等を定めるものとして「藤沢市スマートシティ基本方針」（別紙２－１のとおり）を策定し、これに基づき、スマートなまちづくりの実現に向けた取組を検討するため、アンケート調査や市民対話から住民のニーズの把握に取り組んだ。

本業務は、これらの状況を踏まえ、本市が目指すスマートシティの推進にあたり、その支援等を行う業務である。

４　前提条件

本市の今後の方向性について、詳細は別紙２－２・別紙２－３・別紙２－４の資料に記載のとおりだが、令和４年度に取り組んだ市民ニーズの調査を踏まえ、本市のスマートシティの優先施策としてテクノロジーの活用が進むまちの評価向上を目標に、まずは市民サービスの基盤となるデジタル市役所の構築、デジタルデバイド対策、最先端技術の利活用などを進めるとともに、市民参加型の市政運営や地域コミュニティの活性化につながる取組を中心に推進することとした。具体的な検討状況、取組の方向性は次のとおり。

（１）テクノロジーの活用、地域コミュニティや市民参加の充実へのニーズが見えてきたことを踏まえて、令和５年度取り組む４つのプロジェクト（①デジタルプラットフォームの住民ポータル機能検討、②地域コミュニティのデジタル活用、③デジタルデバイド対策、④ロボットなどの最先端技術の活用、普及啓発等）を設定した。

（２）藤沢市内で取り組んでいる、市役所各課・民間企業等のスマートシティにかかる取組について把握し、今後の取組や連携を検討する。

（３）スマートシティの取組にあたっては、行政の独善的な取組とならないよう、住民や地域の意見をしっかりと伺いながら進める。

本業務は、主に（１）の取組における２つのプロジェクト（住民ポータル・デジタルデバイド対策）の推進支援をするとともに、（２）における藤沢市内のスマートシティの取組を把握し、（３）の考え方のもと住民のニーズ等をきちんと踏まえたうえで、本市の今後のスマートシティ施策を検討するものである。

５　業務内容

（１）藤沢市におけるスマートシティに資する取組の整理

ア　庁内の取組の整理

庁内各課が実施している、もしくは予定しているスマートシティに資する取組を整理すること。整理にあたっては、庁内向けのアンケートやヒアリングなどの手法を検討し実施すること。

イ　市役所以外の民間企業や大学等が実施する取組の整理

市役所以外の民間企業や大学等が実施するスマートシティに資する取組を整理すること。整理にあたっては、アンケートやヒアリングなどの手法を検討し実施すること。

ウ　全体取りまとめ

ア、イに関する取組を整理し、藤沢市におけるスマートシティに資する取組として取りまとめ、藤沢市スマートシティ基本方針との紐づけ、公表資料を作成すること。

エ　取組の進捗状況が確認できる仕組みの構築

今後、各取組の進捗状況が把握できる仕組みを検討すること。

（２）庁内のスマートシティに関する機運醸成に関する取組

ア　スマートシティに資する事例紹介等の実施

庁内各課に対し、スマートシティに資するデジタル技術を活用した取組事例（例：ロボット、ドローン、VR など）の紹介等、スマートシティに関する機運醸成を図る取組を行うこと。実施回数については、年３回程度の想定とする。

イ　取組事例紹介後の導入検討支援

アの参加者アンケートや本市の状況を踏まえ、課題の整理、進め方など、導入検討の支援を行うこと。支援の数については発注者と協議の上、決定する。

（３）スマートシティプロジェクトへの支援

ア　スマートシティプロジェクトの検討支援

（ア）デジタルプラットフォームの機能検討に向けた支援

本市では、現在、様々なサービスを共通的、一元的に管理・連携させることができる「デジタルプラットフォーム」の構築をめざしており、基本的には藤沢市コンタクトセンターの設置にあたり構築するプラットフォームを共通の基盤とし、住民側のパーソナライズされたタッチポイントとなる住民ポータルも整備する予定である。現状の令和７年度における将来のイメージは下図のとおりだが、これを踏まえ、住民ポータルの機能としてどのようなサービスを実装・連携しうるか検討支援を行うとともに、住民ポータル機能を含めたデジタルプラットフォームの将来像の検討支援を行うこと。詳細は下記のとおり。

ａ　デジタルプラットフォームの機能の全体概要の検討

下記ｂ～ｅ及び当市におけるデジタルプラットフォームの検討状況を踏まえ、デジタルプラットフォームの全体概要を検討し、その実現に向けた必要な作業内容、スケジュールを整理する支援を行うこと。

ｂ　市民とのタッチポイントとなる既存サービスの整理

住民ポータルに掲載・実装しうるサービスを検討するため、庁内各課で実施している市民とのタッチポイントとなる既存サービスを把握し、既存サービスの仕組みや機能、契約期間などを整理すること。

ｃ　住民ポータルへの実装、連携の整理

ｂで整理した結果をもとに、住民ポータルへの実装・連携の可能性、有効性を検討すること。

ｄ　新規サービスの検討

先進自治体の事例や住民ニーズ等を踏まえ住民ポータルへの実装が期待される新たな仕組みやサービスを検討すること。

ｅ　サービス実装・連携方法の検討

ｃ、ｄの結果を受け、仕組みやサービスの実装・連携にあたっての具体的な手法を検討すること。

図

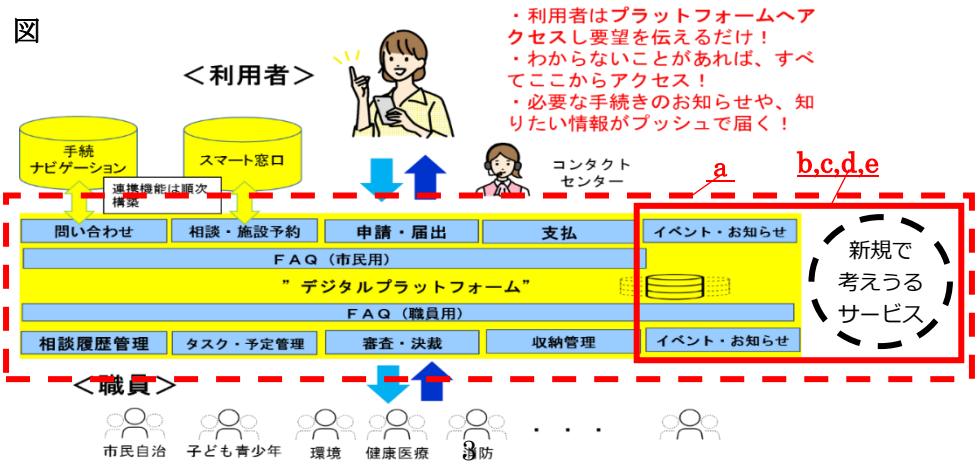

（イ）デジタルデバイド対策の取組にかかる検討支援

本市では、現在、デジタルデバイド対策を市単独での事業実施にとどまらず、民間企業・ＮＰＯ・ボランティアなど、様々な主体と連携し、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会をめざしている。令和5年度の本市のデジタルデバイド事業については、①スマホ講座の実施（総務省事業及び、各公民館事業、出張講座）、②スマホ相談窓口の設置（市内８地区でのスマホ相談窓口を月２回実施）を予定している。

この状況を踏まえ、更なるデジタルデバイド事業の拡充に向けた検討をすること。その際には、先進自治体や様々な主体が実施しているデジタルデバイド対策事業を整理し、課題解決につながる新たな取組の検討、調整が必要な関係団体等の洗い出しなど、事業実施に向けた具体的な検討の支援を行うこと。

イ　プロジェクトの推進支援

プロジェクトが円滑に進むよう支援すること。

（ア）プロジェクトの進捗管理及び運営に関する支援

（イ）プロジェクトにおける目標設定等の支援

ウ　市民意見を反映した事業検討

プロジェクトの検討にあたっては、対話型の市民ワークショップや、市民アンケートなどの市民意見を反映した事業検討を行うこと。

なお、ワークショップやアンケートの主体は市とし、資料作成など実施に向けた支援をすること。

（４）次年度以降の活動計画作成支援

令和５年度の検討結果を基に、令和６年度以降の活動ロードマップをとりまとめ、作成すること。

（５）全体とりまとめ及び公表資料作成

（１）～（４）の内容をとりまとめた公表資料の作成

６　成果品

本業務において納品する書類については次のとおりとする。

（１）　業務報告書：Ａ４判・ファイル綴じ・２部（本業務で作成したすべての資料を整理してとりまとめたもの）

（２）　上記成果物の電子データ

CD-R 等：２部（２部（正副）とも業務報告書に綴じ込み）

データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF） についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理して Windows 対応の電子媒体（CD-R 等）に格納するものとする。

７　支払方法

業務委託完了検査後、一括払いとする。

８　実施体制

（１）業務責任者

委託者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。

（２）人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化するよう努めること。

なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

（３）業務場所

本業務委託に係る打合せは、本市庁舎内の会議室又はオンライン会議システムにて実施する。

９　その他

（１）委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。

（２）受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（３）この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に委託者と協議し、その指示に従うこと。

（４）藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第５章の各取組項目を実施するよう努めること。

以　上